

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職俸給表(-)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額
の限度を307,900円とすること。

(イ) 医療職俸給表(-)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職にあるものに対す
る支給月額の限度を50,200円とすること。

イ 扶養手当について

配偶者に係る手当の月額を13,500円とすること。

ウ 調整手当の異動保障について

(ア) 支給の対象となる異動等について、異動等の前に在勤していた調整
手当の支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していた職員の異動

等に限ることとする。

- (イ) 支給期間について、異動等の日から2年を経過するまでの間とし、支給割合について、異動等の日から1年を経過するまでの間は異動等の前に在勤していた調整手当の支給地域等に係る調整手当の支給割合、その後異動等の日から2年を経過するまでの間は当該支給割合に100分の80を乗じて得た割合に引き下げた支給割合とすること。
- (ウ) (イ)の改定に伴い、当該改定前から調整手当の異動保障を支給されている職員について、当該改定の実施の日に新たに当該異動保障を支給される職員の支給割合等を超えない範囲内で所要の経過措置を講ずること。

エ 住居手当について

自らの所有に係る住宅に居住する世帯主である職員に対する住居手当について、当該職員等によって新築され、又は購入された住宅で当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間にあるものに居住している当該職員に限って支給するものとする。

オ 通勤手当について

- (ア) 交通機関等利用者に対する通勤手当の額は、その者が利用する交通機関等に応じて6箇月を超えない範囲内で人事院規則で定める期間(以下「特定期間」という。)についての運賃等相当額(当該交通機関等が2以上である場合にあっては、それぞれの特定期間についての運賃等相当額の合計額)とすること。ただし、当該運賃等相当額を当該特定期間の月数で除して得た額(当該交通機関等が2以上である場合にあっては、それぞれの運賃等相当額をそれぞれの特定期間の月数で除して得た額を合算した額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額」と

いう。)が55,000円を超えるときは、55,000円を1箇月当たりの当該通勤手当の額の限度とすること。

なお、全額支給の限度額を超える場合において当該額との差額の2分の1を加算する措置(以下「2分の1加算措置」という。)は廃止すること。

(イ) 交通用具使用者に対する通勤手当の額を、使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満の場合は月額20,900円、片道45キロメートル以上50キロメートル未満の場合は月額21,800円、片道50キロメートル以上55キロメートル未満の場合は月額22,700円、片道55キロメートル以上60キロメートル未満の場合は月額23,600円、片道60キロメートル以上の場合は月額24,500円とすること。

(ウ) 交通機関等と交通用具を併用する者の通勤手当の額についても、交通機関等利用者及び交通用具使用者と同様の改定を行うとともに、1箇月当たりの当該通勤手当の額の限度を55,000円とし、2分の1加算措置を廃止すること。

(エ) 勤務地を異にする異動等に伴い通勤に新幹線鉄道等を利用することが必要となった職員等に対する通勤手当の額は、特定期間についての特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が20,000円に特定期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額)及び(ア)の額又は交通機関等と交通用具を併用する者の通勤手当の額の合計額とすること。

(オ) 島等に所在する官署に通勤するためやむを得ず有料の橋等を利用する職員で1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるものに対する通勤手当の額は、特定期間についての特別運賃等の額に相当する額及びその額を負担しないものとした場合における(ア)の額、交通機関

等と交通用具を併用する者の通勤手当の額又は(イ)の額の合計額とすること。

(カ) (ア)又は(ウ)から(オ)までの通勤手当のうち特定期間に係る通勤手当は、特定期間の最初の月に係る人事院規則で定める日に支給すること。ただし、交通機関等利用者に係る1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合等にあつては、人事院規則で定めるところにより支給するものとする。

(キ) (ア)又は(ウ)から(オ)までの通勤手当を支給される職員について、特定期間において離職した場合その他の通勤の実情に変更が生じた場合で人事院規則で定める場合には、人事院規則で定める額を返納させることとする。

カ 期末手当及び期末特別手当について

(ア) 平成15年度の支給割合

a 平成15年12月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分（特定幹部職員にあつては、1.25月分）とし、同月に支給される期末特別手当の支給割合を1.6月分とすること。

b 再任用職員については、平成15年12月に支給される期末手当の支給割合を0.75月分（特定幹部職員にあつては、0.65月分）とし、同月に支給される期末特別手当の支給割合を0.85月分とすること。

(イ) 平成16年度以降の支給割合

a 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.6月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ1.2月分及び1.4月分）とし、6月及び12月に支給される期末特別手当の支給割合をそれぞれ1.6月分及び1.7月分とすること。

b 再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.75月分及び0.85月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.65月分及び0.75月分）とし、6月及び12月に支給される期末特別手当の支給割合をそれぞれ0.8月分及び0.95月分とすること。

キ 委員・顧問・参与等の職にある非常勤職員の手当について

一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員に対する手当の勤務1日についての通常の場合における支給額の限度を37,900円とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成15年度の支給割合

平成15年12月に支給される期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成16年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.6月分及び1.7月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成15年度の支給割合

平成15年12月に支給される期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成16年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.6月分及び1.7月分とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

1から3までの改定は、この勧告を実施するための法律の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、1の(2)のウ、オ及びカの(イ)、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては、平成16年4月1日から実施すること。

(2) 平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置

ア 平成15年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、期末手当基礎額又は期末特別手当基礎額に、当該期末手当等の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から、(ア)及び(イ)に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当等は、支給しないこととすること。

(ア) 平成15年4月1日（その日の翌日以後に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調

整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、暫定筑波研究学園都市移転手当及び教職調整額の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同月から1から3までの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額（同年4月1日から当該実施の日の前日までの間において俸給を支給しないこととされていた期間等がある職員にあっては、当該額から当該期間等を考慮して人事院規則で定める額を減じた額）

(イ) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

イ 平成15年4月1日から同年12月に支給する期末手当等の基準日までの間において特別職に属する国家公務員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。